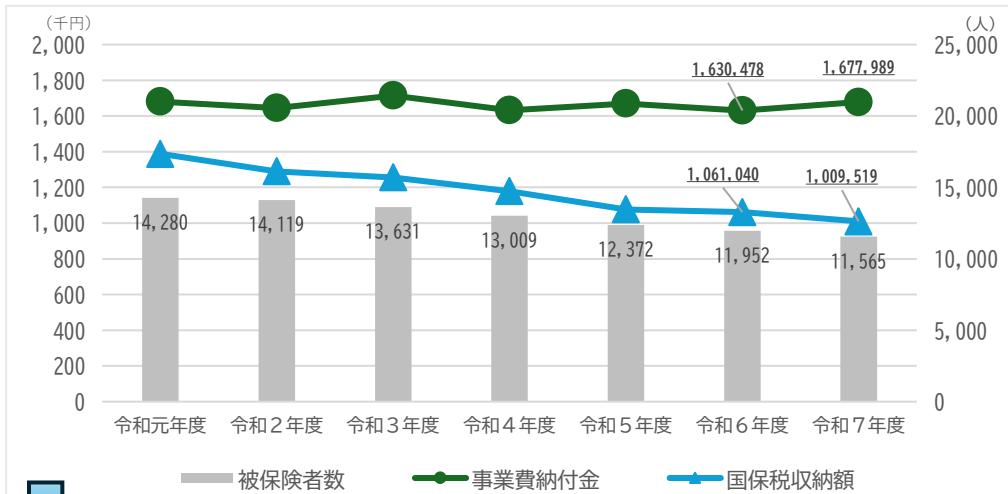


1 方針の基本的事項

- 国民健康保険は、“被保険者の医療費水準が高い”、“所得に占める税負担が大きい”などの構造的な課題を抱えている。このような状況を踏まえ、県では「千葉県国民健康保険運営方針」を策定し、制度の安定的な運営及び効率的な事業の確保に努めてきた。本市においても、将来に渡って持続可能な国民健康保険運営を図るため、財政健全化の取組に対する方針を策定するものである。
- 位置付け：第2期千葉県国民健康保険運営方針を踏まえた本市国民健康保険事業の財政運営に関する方針
- 対象期間：令和7年度10月～令和12年3月（令和9年度に中間見直しを行う）

2 国保財政の現状



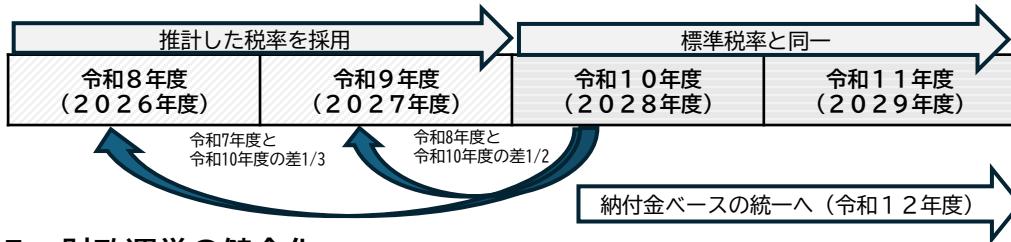
被保険者数の減少に伴い国保税収納額も減少している中、県に支払う事業費納付金は国保税収納額と比例せず高額のまま推移しているため、今後、準備基金（令和6年度未残高：33,986,412円）からの繰り込みによる決算補填が困難となることが想定される。

3 課題

- 財政のバランスを整えていく上では、必要な税収を確保するための適正な税率を設定する必要があり、かつ、税率改定の考え方を明確にする必要がある。
- 事業費納付金と国保税収納額の差が年々拡大しており、今後は一般会計からの法定外繰入を想定することとなるが、県運営方針に従い令和12年度までには法定外繰入を解消する必要がある。
- 年々増加している外国人被保険者の国保制度に対する理解を深め、向上させるため、関係各機関と連携し、制度周知や環境整備の充実を図る必要がある。

4 税率改定の考え方

- 令和10年度決算において必要な保険税額を確保できる税率を算出する。
- 推計した令和10年度の税率と現行税率との差を、令和8年度から毎年度、解消していく。
- 県から標準保険税率算定に必要な数値が示され次第、再推計を行い税率改定に反映していく。
- 令和10年度以降は県の示す標準保険税率と同一とする。
※賦課方式の変更や賦課限度額の設定時期等については、県運営方針の中間見直しや作業部会における方針との整合性の保持及び他市町村の動向を注視して決定する。



5 財政運営の健全化

国保事業の健全な運営

- 納付しやすい環境の整備のため、納期を8回から9回へ変更【新規】
- 外国人被保険者に向けた多様な言語によるパンフレットの作成、配布【新規】
- 口座振替原則化の推進を図るとともに、広報紙や市公式ホームページ等を活用した多様な納付方法についての周知
- 収納部門との連携による滞納処分の早期着手及び滞納者への給付の差止めや滞納税額への充当
- 定期的な納付勧奨や納付困難者への相談、返済プランの提案の実施
- 法定軽減措置を適切に実施するための所得未申告者への申告勧奨

給付・医療費の適正化

- マイナ保険証の利用勧奨による適正な医療給付の促進
- レセプト点検や第三者求償事務の取組強化による保険給付の適正な実施
- 生活習慣病の発症・重症化予防のため、特定健康診査や特定保健指導の実施率向上に向けた取組
- 重複頻回受診者、重複・多剤服薬者の健康管理等のため、保健師・薬剤師等による訪問指導
- 後発医薬品の使用促進を図るため、後発医薬品差額通知の実施

将来に向けた準備基金の確保【新規】

保健事業の強化（保険者努力支援制度の利用拡大）